○国土交通省告示第九百八十号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、平成二十八年九月二十八日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十九年十月三十一日　　国土交通大臣　石井　啓一

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けるとができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊀Ｎ－1247	騒音防止装置　三菱　Ｈ10－６Ｒ10ＭＳ１	三菱　ＱＴＧ－ＭＳ96Ｖ Ｐ	三菱ふそうトラック・バス株式会社　神奈川県川崎市幸区鹿島田一丁目１番２号
㊀Ｎ－1248	騒音防止装置　三菱　Ｈ10－６Ｒ10ＭＳ２	〃	〃

○国土交通省告示第九百八十一号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、平成二十八年十月五日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十九年十月三十一日　　国土交通大臣　石井　啓一

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けるとができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊀ＴＤⅡ－69	運行記録計　トランストロン　ＶＥＭ５	なし	株式会社トランストロン　神奈川県横浜市港北区２－15－16

○国土交通省告示第九百八十二号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、平成二十八年十月十一日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十九年十月三十一日　　国土交通大臣　石井　啓一

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けるとができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊀Ｇ－2740	一酸化炭素等発散防止装置　マツダ　ＭＡ－ＮＤＰＥ－ＤＢＡ１	マツダ　ＤＢＡ－ＮＤＥＲＣ	マツダ株式会社　広島県安芸郡府中町新地３番１号

○国土交通省告示第九百八十三号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、平成二十八年十月十四日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十九年十月三十一日　　国土交通大臣　石井　啓一

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けるとができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊀Ｇ－2739	一酸化炭素等発散防止装置　ダイハツ　ＤＢＡ－ＫＲ－ＶＥＴ－１	ダイハツ　ＤＢＡ－Ｍ900Ｓ、トヨタ　ＤＢＡ－Ｍ900Ａ、スバル　ＤＢＡ－Ｍ900Ｆ	ダイハツ工業株式会社　大阪府池田市ダイハツ町１番１号

○国土交通省告示第九百八十四号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、平成二十八年十月十四日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十九年十月三十一日　　国土交通大臣　石井　啓一

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けるとができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊀ＧＳ－2144	一酸化炭素等発散防止装置　いすゞ　４ＪＪ１ＸＤＲＡ	吸入負圧：2.5kPa　排気圧力：15.0kPa、吸入負圧：2.5kPa　排気圧力：17.0kPa	いすゞ自動車株式会社　東京都品川区南大井六丁目26番１号

○国土交通省告示第九百八十五号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、平成二十八年十月二十日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十九年十月三十一日　　国土交通大臣　石井　啓一

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けるとができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
Ｅ43－64Ｒ－020006	応急用予備走行装置　トヨタ　X13（ＪＰ，Ｒ）	ＧＲＸ130－ＡＥＴＳＨ、ＧＲＸ130－ＡＥＴＴＨ、ＧＲＸ130－ＡＥＴＺＨ、ＧＲＸ133－ＡＥＴＴＨ、ＧＲＸ135－ＡＥＴＳＨ、ＧＲＸ135－ＡＥＴＺＨ	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地

○国土交通省告示第九百八十六号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、平成二十八年十一月一日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十九年十月三十一日　　国土交通大臣　石井　啓一

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けるとができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊀ＧＳ－2150	一酸化炭素等発散防止装置　トヨタ　ＹＤＰ－１ＫＤ－４－02	吸入負圧：7.4kPa　排気圧力：25.2kPa	株式会社　豊田自動織機　愛知県刈谷市豊田町２丁目１番地

○国土交通省告示第九百八十七号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、平成二十八年十一月七日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十九年十月三十一日　　国土交通大臣　石井　啓一

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けるとができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊀ＧＳ－2151	一酸化炭素等発散防止装置　三菱　Ｄ04ＣＪ－ＹＤＮ４ＴＡＡＣ３	吸入負圧：3.5kPa　排気圧力：11.0kPa、吸入負圧：3.5kPa　排気圧力：15.0kPa、吸入負圧：3.5kPa　排気圧力：24.0kPa、吸入負圧：3.5kPa　排気圧力：25.0kPa、吸入負圧：3.5kPa　排気圧力：31.0kPa	三菱重工エンジン＆ターボチャージャ株式会社　神奈川県相模原市中央区田名3000番地